

記録委員会規定

1. 記録の提出について（競技規定 第2章第5条）

- 1) 連盟が公認した支部競技会の記録は、支部単位で集計し1年分を取りまとめて提出する。
- 2) 連盟指定の記録用紙に、会員番号順に記載し提出する。それ以外の様式は無効とする。
- 3) 提出期限は、翌年1月15日までとする。
※締め切り後は受理しない。

2. ハンディキャップについて（競技規定 第2章第10条）

- 1) 当該年度（1月1日～12月31日）に迎える誕生日を基に算出し、年度当初の大会から適用する。
※大会終了後にハンディキャップの記載漏れがあっても順位の変動はしない。

3. 褒賞ゲームについて（競技規定 第3章第16条）

- 1) ハイ・ゲーム賞・ハイ・シリーズ賞は、16条に定めた褒賞ゲームを達成したチームおよび個人が褒賞申請用紙に記載し大会記録委員長（大会記録室）に提出する事が必要。

4. 会員の移動（移籍）について

- 1) 会員が年度中に転勤した場合は、年度内は登録時の会員番号を継続し、転勤先の支部長の承認を得、必ず連盟に届け出ること。
※届けのない者は無効とする。
- 2) 会員が年度中に個人の事情により転職した場合の記録（アベレージ）は参考とする。但し、転職前に連盟規定ゲームを達成した会員は、記録規定に基づき表彰する。
- 3) 転職後に再度連盟に加盟する場合は、連盟規約第3章第6条の手続を得て登録ができる。但し、転職前の記録（アベレージ）と転職後の記録（アベレージ）は合算しない。

5. 年間褒賞（ハイ・アベレージ賞など）について（競技規定 第3章第18条）

- 1) 年間規定ゲーム数以上投球した選手を表彰対象とする。
※会員の移動（移籍）については、4.1）、2）、3）を参照。
- 2) ハイ・アベレージ賞は男女各1名とし、同ピンの場合は総得点の多い選手とする。

6. アベレージ特別褒賞（ワッペン）について（競技規定第3章第24条）

- 1) 年間規定ゲーム数以上投球した選手を表彰対象とする。
※会員の移動（移籍）については、4.1）、2）、3）を参照。
- 2) ワッペン取得者の退会時の扱いについて
退会した時点で、取得資格は消滅する。
特例として、次年度に再入会した場合、支部や法人を移籍した場合は、資格は継続する。

7. 連盟登録について

- 1) 会員登録は、年度登録1法人・1団体に限る。(年度内に1会員2法人登録は禁止)

8. 公認証の発行について

- 1) 記録委員会は、公認申請に基づいて公認証の発行を行う。
- 2) 選手権の公認申請は、各主催団体が行うものとする。ただし、連盟主催大会の申請は不要(事業計画に基づき自動的に発行する)。
- 3) 各支部の公認申請は、競技会の実施計画とともに前年度の12月1日まで行うものとする。実施計画に変更が発生した場合は、年間の記録提出時に再度提出するものとする。

◆平成20(2008)年：定時総会において承認

◆2022年：競技規定の変更に合わせ、一部書き換え

以上